

○木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱（平成21年7月23日付け観第314号千葉県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、観光地の魅力向上を図るとともに、地域経済の活性化に資するため、観光関連施設等（別表第1に掲げる施設等に限る。以下「施設等」という。）を整備（別表第2に掲げる整備区分に該当するものに限る。）する事業に対し、予算の範囲内において、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、木更津市補助金等交付規則（昭和45年5月6日規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体及び補助額等)

第2条 事業の実施主体及び補助額等は、別表3に定めるものとし、補助金の端数調整後の額は、県要綱に基づく交付決定額によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象年度内に事業が完了できない者
- (2) 市税他、木更津市に関する公共料金等の滞納、未納のある者（ただし、特別な事情があると認められる場合についてはこの限りではない。）
- (3) 団体の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）又は自己が次のいずれかに該当する者は対象とはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与

又はこれらに準ずる行為

(ウ) 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、単年度事業であつて、県要綱第3条に規定するものとする。ただし、県の他の補助金等が交付される事業は除く。

2 本要綱の施行前に、県の補助金等により整備・改修した施設等については、当該補助制度に規定する耐用年数等を超えていないものは補助の対象外とする。ただし、耐用年数以内であっても特段の事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に第1号様式の1記入要領に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付等の決定）

第5条 市長は、補助金の交付申請があつた場合は、当該申請に係る審査を行い、交付等の決定をしたときは、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第6条 前条の規定により補助金の交付等の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請書の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、木更津市観光地魅力アップ整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に別紙2—2記入要領に掲げる資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等の申請があつたときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金変更（中止・廃止）決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告しその指示を受けること。

4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。

（状況報告）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、木更津市観光地魅力アップ整備事業遂行状況報告書（別記第5号様式）により、補助対象者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に別紙3—1に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、同様とする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助対象者に対し、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 補助対象者は、規則第16条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金概算払請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（施設の管理）

第12条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、事業完了後においては、補助事業により整備・改修した施設について、おもてなしの観点から、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の規定について、補助事業完了の日の属する会計年度から、補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度までの間は、木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金施設管理状況報告書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 本事業により取得し、又は効用の増加した施設（以下「施設」という。）の耐用年数の期間、減価償却施設の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間を

準用する。

- 2 施設を補助金の交付目的以外の用途に使用し、他の者に貸与若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が施設を処分することにより収入があるときは、当該施設の耐用期間を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条)

施設等	ア 公衆トイレ	観光地において、観光客の利用を目的として設置するトイレをいう。
	イ 駐車場	観光地において、観光客の利用を目的として設置する駐車場（一体で整備される付随設備（自転車用駐輪設備等、施設機能の強化に資するもの）を含む）をいう。
	ウ 観光案内板	地域の観光周遊を促すことを目的として設置する案内板であり、次のものをいう。 ①観光案内板 地域の周遊観光を促すため、観光施設や史跡、名所及び景勝地などの位置を広域に示すもの ②誘導標識 一定の地域内に所在する複数の観光施設等について、統一的に当該地点への方向や距離を示すもの
	エ 観光案内所	周辺の観光施設等の情報を観光客に直接案内することを目的に設置する場所（飲食や物販などを行う場所を併設する場合は、観光案内をする場所に限る）をいう。
	オ 照射設備	観光客の誘引を目的として、名勝・旧跡・観光施設等を照射するために設置する固定型の設備をいう。

別表第2（第1条）

整備区分	ア 新設	当該施設がない又は不足していることで生じている支障を解消するため、新たに設置するもの
	イ 改修	既存施設において、利用又は環境衛生上生じている支障を解消するため、改修することで機能向上を図るもの
	ウ 大規模修繕	既存施設において、災害等のやむを得ない事由により、使用に堪えられない状況を解消するため、抜本的に修繕を図るもの

別表第3（第2条第1項）

実施主体		①中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する者 ②中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項第3号及び第4号、第6号に規定する者 ③その他、市長が特に認める者
補助対象経費		県要綱第3条第1項第2号に規定する補助事業の実施に要する費用（県要綱第2条第1項第2号に定める者が行う、県要綱第1条に規定する施設等の整備を行う事業に要する費用の2分の1を上限とする）
補助額	補助率	補助対象経費の2分の1
	限度額	6,000千円（観光案内板は1,500千円／基）

備考 補助金の端数調整後の額は、県要綱に基づく交付決定額によるものとする。